

お 知 ら せ

平成 28 年 8 月 1 日
宇部市上下水道局
財務課 管財係

工事請負契約約款の改正及び 平成 28 年度における建設工事の前払金の特例に係る取扱いについて

このことについて、下記のとおり見直しを行いますのでお知らせします。

記

1 工事請負契約約款の改正について

(1) 改正内容

国において「平成 28 年度における公共工事の前払金の特例に係る取扱いについて（時限的な特例措置）」が示され、また地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年総務省令第 61 号）が平成 28 年 5 月 27 日付けで公布・施行されたことに伴い、宇部市上下水道局においても、直接工事費や共通仮設費に限定されている前払金の用途を、現場管理費や一般管理費に拡大します。

＜工事請負契約約款第 36 条第 1 項に次のとおりただし書を加えます。＞

ただし、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 29 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充てることができる。

(2) 適用年月日

平成 28 年 8 月 1 日以降契約を締結するものから適用します。

2 平成 28 年度における建設工事の前払金の特例に係る取扱いについて

(1) 対象

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成 29 年 3 月 31 日までに払出しが行われるもの。

(2) 用途範囲及び上限

現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）。ただし、前払金（中間前払金を除く。）の 100 分の 25 を上限とします。

(3) 適用年月日

平成 28 年 4 月 1 日（以降に契約する案件から適用）

(4) 既に請負契約を締結している工事の取扱いについて

平成 28 年 4 月 1 日以降で既に請負契約を締結した工事につきましては、当初の契約内容を変更することで対応します。

なお、既に前払金の全てを使用している場合などは対象となりません。